

件 名	愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
主 管 課	医療対策課
根拠法令等	医療法(昭和23年法律第205号)

【改正の概要】

令和5年5月19日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和5年法律第31号)が公布され、このうちの医療法(昭和23年法律第205号。以下「法」という。)の改正に伴い、病院、診療所等の対象医療機関は令和8年1月から慢性疾患有する高齢者など継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能の有無等を都道府県知事に報告しなければならないこととされた。

本報告に係る事務は、地域保健法(昭和22年9月5日法律第101号)第6条及び第7条に掲げる保健所が行う「地域住民の健康の保持及び増進を図るための業務」に適するものであること等から、保健所設置市(松山市)へ権限を移譲するため一部改正を行うものである。

(移譲事務)

1 かかりつけ医機能報告制度

- ・ 報告の受理
- ・ かかりつけ医機能報告対象病院等の体制の確認
- ・ かかりつけ医機能報告対象病院等の体制の確認結果の関係者との協議の場への報告及び公表
- ・ かかりつけ医機能報告対象病院等の体制の変更の報告の受理及び当該報告に係る体制の確認
- ・ 報告等の命令
- ・ 報告内容の確認に係る情報提供の要求
- ・ かかりつけ医機能に係る事項等の公表
- ・ 命令に従わなかった旨の公表

2 医療機能情報提供制度(病院分を追加)

- ・ 報告の受理
- ・ 変更の報告の受理
- ・ 報告内容の確認に係る情報提供の要求
- ・ 報告内容の厚生労働大臣への報告及び公表
- ・ 報告等の命令

施 行 日	公布日
-------	-----

【その他参考事項】